

2. 仕事または通勤が原因で親族が亡くなった場合

Q4

仕事または通勤が原因で夫が死亡した場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A4

遺族（補償）等給付、葬祭料等（葬祭給付）を受けることができます。

遺族(補償)等給付・・・遺族(補償)等年金、遺族(補償)等一時金

関連する保険給付や支援：未支給の保険給付・特別支給金、労災就学援護費
労災就労保育援護費、長期家族介護者援護金

○遺族(補償)等年金

<請求できる遺族（受給資格者）>

被災労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（妻以外の遺族については、被災労働者の死亡当時に一定の高齢または年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。）

<支給内容>

受給資格者のうち最先順位者に対し、遺族の数などに応じて、以下のとおり支給されます。また、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。

遺族数	遺族(補償)等年金	遺族特別支給金(一時金)	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分(ただし、その遺族が55歳以上の妻、または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分)	300万円	算定基礎日額の153日分(ただし、その遺族が55歳以上の妻、または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分)
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分		算定基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分		算定基礎日額の245日分

<請求方法>

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

○遺族(補償)等一時金

<支給要件・支給内容>

- 被災労働者の死亡当時、遺族（補償）等年金を受ける遺族がない場合
→ 給付基礎日額1,000日分、遺族特別支給金300万円、算定基礎日額1,000日分が、亡くなった方の遺族のうち最先順位者に支給されます。
- 遺族(補償)等年金の受給権者がすべていなくなってしまうときで、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金と年金前払一時金の合計額が給付基礎日額および算定基礎日額の1,000日分に満たない場合
→ 給付基礎日額の1,000日分および算定基礎日額の1,000日分から既に支給された遺族(補償)等年金などの合計額を差し引いた額が、亡くなった方の遺族のうち最先順位者に支給されます。

<請求方法>

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・被災労働者が亡くなった日の翌日から5年

遺族（補償）等給付を受けるための手続き

労働災害発生

労働者の死亡

事業主から請求書に証明を受ける

遺族（補償）等年金支給請求書には個人番号を記入する必要があります

<添付書類>

- 死亡診断書
- 故人との関係を証明できる書類（戸籍抄本・謄本等）
- 故人の収入で生計を維持していたことがわかるもの（住民票の写し、民生委員の証明等）等

※遺族（補償）等年金支給請求書に記入頂く個人番号を活用することで住民票の写しの提出を省略することができます。

遺族が請求書及び添付書類を労働基準監督署へ提出

- 遺族（補償）等年金前払一時金を請求される場合は、原則として、遺族（補償）等年金の請求と同時に、請求書を労働基準監督署へ提出して下さい。
- 遺族（補償）等年金前払一時金の時効は、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年です。ただし、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年以内で、かつ年金の支給決定の通知のあった日の翌日から1年以内であれば、遺族（補償）等年金を受けた後でも前払一時金を請求することができます。

労働基準監督署の調査

- 死亡が業務（通勤）上のものか否か
- 受給権者の確認
- 保険給付額の算定

等

支給・不支給決定

請求書を受理してから給付決定までの期間は**おおむね4か月**ですが、場合によっては、**4か月以上を要する**こともあります。

請求人に対して、支給（不支給）決定の通知

指定された振込口座へ保険給付の支払

- ※・遺族（補償）等年金支給請求書（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第12号、通勤災害の場合は様式第16号の8）
- ・遺族（補償）等一時金支給請求書（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第15号、通勤災害の場合は様式第16号の9）

※その他、必要とする書類を提出して頂く場合があります。

○遺族(補償)等年金を受給していた方が亡くなった場合は？
前記の遺族のうち、次順位の受給資格者に支給されます。

葬祭料等(葬祭給付)

<支給要件>

遺族が葬祭を行った場合、または被災労働者の会社が社葬(恩恵的なものを除く)を行った場合。

<支給内容>

葬祭の費用を負担した者に対して支給します。

① 315,000円+給付基礎日額の30日分

② ①の額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分

<請求方法>

遺族などが、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・被災労働者が亡くなった日の翌日から2年

Q5

業務災害によって重い障害を負ったため、長期にわたり介護をしていた親族が、業務とは関係のない病気で死亡しました。何か補償を受けられるのでしょうか。



A5

遺族(補償)等給付が受けられない場合であって、長期に被災者の介護に当たってきたなど、一定の要件を満たす遺族は、長期家族介護者援護金を受けることができます。

長期家族介護者援護金

関連する保険給付：障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

一定の障害により、障害等級第1または2級の障害(補償)等年金もしくは傷病等級第1または2級の傷病(補償)等年金を10年以上受給していた方が、業務以外の原因で死亡したとき、その遺族が一定の要件を満たす場合。

<支給内容>

遺族に対して、100万円の援護金が支給されます(援護金の支給を受けられる遺族が2人以上の場合は、100万円をその数で除して得た額)。

<申請方法>

遺族が、労働基準監督署を経由して、都道府県労働局に申請書を提出してください。

時効・・・被災労働者が亡くなった日の翌日から2年

Q6

死亡する前に治療や休業をされていて、労災による保険給付を受けることができた家族が、給付を受ける前に死亡した場合、誰かが代わりに給付を受けることはできますか。



A6

保険給付を受ける権利を有する方が亡くなったとき、その方に

- ① 支給事由はあるが、まだ請求していない
- ② 請求はしたが、まだ支給決定していない
- ③ 支給決定はあったが、まだ支払われていない

保険給付（未支給の保険給付）がある場合は、一定の要件を満たす遺族に保険給付および特別支給金を支給します。

未支給の保険給付・特別支給金

関連する保険給付：療養(補償)等給付、休業(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金、遺族(補償)等給付、介護(補償)等給付、葬祭料等(葬祭給付)

〇亡くなった保険給付を受ける権利を有する方（受給権者）に未支給の保険給付がある場合
<請求できる遺族>

①②の要件をどちらも満たす場合に請求することができます。

- ① 亡くなった受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ② 受給権者が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていたこと（必ずしも同居している必要はありません）

なお、①②の要件を満たす方がいない場合は、相続人が請求することができます。

<請求方法>

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・それぞれの保険給付と同じ

Q7

遺族(補償)等年金受給者や遺児が学校などに通っている場合、何らかの支援が受けられるのでしょうか。



A7

遺族(補償)等年金を受給している方や、一定の要件を満たす方は、

- ① 労災就学援護費
- ② 労災就労保育援護費

として、一定額の支給を定期的に受けることができます。

労災就学援護費

関連する保険給付：遺族(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

次の①～③いずれかに当てはまり、学費などの支払いが困難と認められる場合

- ①遺族(補償)等年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子が学校教育法第1条の学校など※に在学している(以下「在学中」)、または受給者本人が在学中
- ②第1～3級の障害(補償)等年金を受給していて、生計を同じくしている子が在学中、または受給者本人が在学中
- ③傷病(補償)等年金を受給していて(せき髄の損傷などで傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る)、生計を同じくしている子が在学中

※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など

<支給内容>

ご本人やお子さんが在学する学校などに応じ、原則として、以下の金額を支給します。(令和3年3月1日現在。金額は変更となる場合がありますので、管轄の労働基準監督署にご確認ください。)

- 小学校 : 月額 14,000円
- 中学校 : 月額 18,000円(通信制課程は月額 15,000円)
- 高等学校等 : 月額 17,000円(通信制課程は月額 14,000円)
- 大学等 : 月額 39,000円(通信制課程は月額 30,000円)

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。

労災就労保育援護費

関連する保険給付：遺族(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

次の①～③のいずれかに当てはまり、保育費用を援護する必要があると認められる場合

- ①遺族(補償)等年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ②第1～3級の障害(補償)等年金を受給していて、生計を同じくしている子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ③傷病(補償)等年金を受給していて(せき髄の損傷等で傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る)、生計を同じくしている子供を就労のために保育所などに預けている

<支給内容>

月額 13,000円

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。